



路政僧

可言。

殊に人をして痛快ならしむるものは、左も右も附かざる中立候補の惨敗、折衷主義的理論に碌なものがないのと同様、不透明な主義政見を露して法螺や口車で選挙民を瞞着せむじしても、夫れは餘りに國民を侮蔑するもの舊制の下に於ては兎も角、普選の今日、成功せざるは當然事、此くして二回よりは三回へは總選挙毎に、國民生活の眞底に觸る、政治の實現を國民が自覺すること、夫れが民衆政治の要諦、吾人之が實現の速かならむことを祈る、

▽ △

普選制に依る總選挙終了、危ふまれた府縣會議員選挙に現はれたやうな棄権を退け、八割〇一の投票率、兎に角最初の普選としては數に於て好果を収めた譯、國民政治的自覺の進展と言ふべきか、吾れ民衆政治の爲に喜ぶ。

選挙結果に現はれた内質を觀察して

も事大主義排斥、私的政黨の凋落、等政治科學の指示する經路を辿る、當然事は言ふもの、舊制選挙に比して長足の進歩と言ふべし、見給へ、久しく一種崇拜の對象たりし偶像的政治家所謂憲政の神も普選の方には其の當落さへ疑はる、重商的ブル黨も緩に四五を算するに不過、私商の爲に政治を弄ふ輩の跋扈阻止、之も亦普選の效果

朝野兩黨の勝敗を決算する此選挙、

▽ △

政友二二九民政二二七を報せられ、總選舉を執行した政府與黨が勝つものこ

相場附けられた我國に於て、朝野兩黨

互角の形勢を現出す、亦一の快事、が

併し政府は其の得數を誇張し民政之を

貶す、これ未だ彼等が舊政治の型を脱

する能はざるものあるを物語るもの、

蓋し兩政黨とも純粹政見的政黨を構成

するに在りませば、政見の限界を判然

せしめて、兩黨の辨別自ら明瞭なるべ

きに不拘、互に主張し高調するところ

のもの曖昧、爲に中立的乃至は折衷的

政權集團の候補を簇出し、兩黨が是等

中立灰色議員に秋波を送り之を自己の

爲に樂籠せんとする魂膽あるに因る、

假令田中首相の選舉結果奏上の數に相

違ありししても、夫れは兩黨が自分勝

手の胸算用の相違に不過、餘り騒ぎ立
てる程の問題に非ず。

各黨派當選代議士數の多少は別問題

にして、得票移讓の理論に立脚して

國民の兩黨に對する總意を勘定する

も、之も亦言ふ所に相違を觀る、當に

はならぬが内務省警保局の發表、政友

四百十八萬、民政四百四萬三、反之民

間の調査は民政四百二十一萬三號す、

直算し判り得べくして判らざる此の

如きもの、亦他にあらざるべし、併し

ながら何人か雖兩黨の勢力伯仲するを

否む能はざる可く、されご之に依つて

あながち民心現政府を離れたり斷ず

る不能、況んや與黨の振はざりしは以

て民政黨を謳歌するの積極的民衆總意

ありご爲すに不足、従つて民政黨が内

閣乗取りを畫策するは早計と可評。

勞農や民衆其の他の所謂無產政黨、

無產的有權者の増加に似す投票四十七

萬を算するに不過、固より言ふが如き

官憲の壓迫があつたにせよ、郷等の友

の多くは既成政黨に趨つたことを物語

つてゐる、之れ畢竟郷等が其所見を

述ぶるに十分ならず唯だ無產者各派の

争闘を是れこゝし、選舉協定を怠つ

たに因る、之を此後に於て矯正するな

くんば、何回の普選に遭遇するも、克

く既成政黨に拮抗するだけの地位を獲

る能はざるべし、之を念じ飽く迄も合

法的に活動して、ブルジョアが政治の

占領に依つて爲し遂げた經濟的階級制

度をプロレタリア的に改造する迄に行

かずとも、セメテ兩者二大政黨の對立

を實現せよ、之が郷等の政治的使命、
夢、怠つてはならぬ。

無産黨の選出したる議員八名に不
過、併しながら是等の者に依つて無産
者の聲を議會に送るを得たるを喜ぶ。

若し是等が眞面目に行動し既成政黨の
資本家的横暴を監視するを得ば、夫れ
こそ吾人の期待する所、徒に賣名に身
を賣して此期待を裏切る勿れ。

▽ △

新議員を以て構成する特別議會、四
月二十日に招集、新らしき我が政治史
の初頁を飾るもの、立憲の本趣に即し
た議政を望む秋、政府は中立議員の買
収乃至民政黨の切崩しに奔走するこ
傳へらる、之を爲すことが不公正か否

かは別問題としても、國民が代議士所
屬政黨の政見に依つて選出した者、
今他黨に轉するが如き輩あらむか之
れ國民を欺瞞し政黨制度を無視するも
の、吾れ斷じて之を不許宜しく社會よ
り葬るべし。或は政見の變異代議士の
自由意思に依るを爲す如きは窮言探る
に不足。

併しながら理論通りで行けない現政
界、特別議會の風雲逆賭し難い、理想
的に選舉されなかつた者やら中立議員
を包擁する議會、裏切り者やら好意的
缺席者あるは必然、唯だ政府の豫想數
を得るやが疑問。

選舉の結果に鑑て内閣が辭職するこ
こ、夫れが立憲的なりと説く者があ
る、併し民政黨も亦必ず多數ならざる

今日、議會の形勢を變轉せしむる能力
が無いのは判りまつたこと、當然には
内閣組織の資格を持たず、此く觀すれ
ば政府は再び解散して信を天下に問ふ
こと、夫れが最も立憲的行動、しかし
夫れを爲す前に政務調査會を開いて政
友會の政見を改革することが必要、政
友會之を斷行する勇あるや頗る疑問。

暗雲低迷裡にある政界、國民は政争
の自然的解決を監視す、朝野兩黨も
立憲の常道を忘れてはならぬ、夫れが
郷等政黨の存在を是認せらる、の理、
誤ること勿れ。

▽ △

與黨幹部、今更鈴木内相の選舉不成
功を責め、内相亦與黨の採つた選舉對

策の誤を指摘したる傳ふ、何れも選舉結果を眺めての内輪喧嘩、選舉の自由公正を期するこゝを以て職とする内相に、假令與黨の不利益を齎したるは言へ、其の不成功を責むるのは、選舉の干渉其の不正の執行を強ゆるに等しい、責むる者が間違。

併しながら所謂怪文書なるものを、お膝許から發送したるかしたなかつたかの問題を起し、議會中心政治を否認すると言はるゝ、が如き聲明を、しかも投票當日に發表する如きは、慥に不得策、固より怪文書は其の出所怪し、高天ヶ原式憲法學者と雖主張せざる憲法論を今更高調する内相に非ずして、も、兎に角世上の物議を醸したるは惜しむべし。由來内務省にて多士濟々直

諫の士がある筈、今回に限りに諫言せざりしか、夫れこそ其の諫言を容れざりしか判明せず、雖、巷間に傳稱するが如く、司法官出身者の内務行政執行能力を疑ふこゝを排するも、内相糾弾の聲高きは補佐の人宜敷を得ざるに因るか。

▽ △
總選舉の結果に鑑みたか亦々選舉法の改正論議さる、曰く小選舉區選元論、法定選舉費用の増額論、比例代表制度論、等々數へ立てらる、固より人間生活に基礎して人間の造つた法律、時代に應じて改正するも可、誤つた點を改むるのも亦可。
當選議員續々本部に詰めかけ、選舉

戦中に於ける泣き言やら得意話しに日を送る、是等を材料にしての選舉法改正なら國民はお断りするより外ない、蓋し體驗から出た費用増額論の如きは社會を茶毒するもの、いかに郷等の經驗にせよ許すべきに非ず。

併しながら選舉法改正を政黨の人氣採りに利用して、婦人参政亦可なりと言ふが如きは御免を蒙る、我が國法は我が國情に基礎して立つべきもの、態歐米の例に倣ふ必要は無い筈、婦人の現生活と其の先天的性格に鑑みて善處すべきもの、今更新らしい婦人に同情するに不及、吾人淺はかな政黨の人氣取を排す。

* * * * *